⑷　教育・福祉施設等整備事業

①　学校教育施設等整備事業

学校教育施設等整備事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第３条第１項の規定に基づく国庫負担及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額（イに掲げるもの及び都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）

イ　地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）第４条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額

ウ　単独事業として行う学校教育施設等の整備事業

②　社会福祉施設整備事業

社会福祉施設整備事業については、児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象とするものとする（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

③　一般廃棄物処理事業

一般廃棄物処理事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、都が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

ア　し尿処理施設整備事業

イ　ごみ処理施設整備事業

ウ　清掃運搬施設等整備事業

④　一般補助施設整備等事業

一般補助施設整備等事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア　原則として、国庫補助金を伴う事業のうち次に掲げる事業

㈠　原子力発電施設等立地地域振興特別事業

㈡　沖縄振興特別推進交付金事業

㈢　奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）

㈣　未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）

㈤　出資金・貸付金（チッソ分）

㈥　防災集団移転事業

㈦　豪雪対策整備事業

㈧　認定こども園整備事業（他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。）

㈨　産業廃棄物不法投棄対策事業

㈩　公害防止対策事業（ダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業に限る。）

㈪　地震対策緊急整備事業等

㈫　活動火山対策避難施設整備事業

㈬　住宅資金等貸付事業

㈭　庁舎整備事業

㈮　特定地域再生事業（公共施設又は公用施設の除却事業に限る。）

㈯　特定間伐等促進対策事業

㈰　地方創生推進交付金事業

イ　国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、アに掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業

ウ　特別転貸債

㈠　指定都市高速道路公社が行う有料道路の整備事業

㈡　外貿埠頭会社等が行う特定用途港湾施設（コンテナ埠頭及びフェリー埠頭）の整備事業

㈢　港湾運営会社が行う埠頭群を構成する港湾施設の整備事業

㈣　国土交通大臣が指定する指定会社が行う外貿埠頭の整備事業

㈤　独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業

㈥　独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資事業

⑤　施設整備事業（一般財源化分）

施設整備事業（一般財源化分）については、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業を対象とするものとする。

ア　次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所に係るものに限る。）

イ　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

ウ　社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）

エ　消防防災設備整備費補助金

⑸　一般単独事業

①　一般事業

一般事業については、地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とするものとする（ただし、地域開発事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）及び観光その他事業（観光施設事業に限る。）を新たに行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。